

●香川県告示第272号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年7月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出納員等のつり銭及び両替金) 第9条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 農業大学校における実習により生じる生産品又は収穫物の売払いで引渡しと同時に収納する代金</u></p>	<p>(出納員等のつり銭及び両替金) 第9条 規則第40条第1項第5号の会計管理者が指定する歳入は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

附 則

この要綱は、平成22年7月6日から施行する。